

情報ひろば



福祉

高齢者への日常生活用具 購入費助成

容対象品目：電磁調理器、火災警報器、自動消火器 **対**おおよね65歳以上の一人暮らしで、心身機能の低下により防火などへの配慮が必要な所得税の課税額が1万円以下の高齢者 **額**2万円まで **問**市役所駅南庁舎高齢社会課 ☎(0857) 20-3453 / 各総合支所福祉保健課 (18ページ参照)

家族介護者の集い 「スマイル・スマイル」

時2月20日(水) 10:00~12:00 **所**市役所駅南庁舎 地下第2会議室 **対**家族介護者または介護に関心のある人 **容**成年後見制度について **料**200円 **募**2月15日(金) まで **問**スマイル・スマイル事務局(市役所駅南庁舎鳥取中央地域包括センター内) ☎(0857) 20-3455

家族介護慰労金の支給

対高齢者を在宅で介護しており、次

の条件を全て満たす家族 ①被介護者(要介護4または5)が、過去1年間、介護保険サービスを利用していない(年7日間の短期入所サービスを除く)こと ②被介護者、介護者の属する世帯が市民税非課税であること **額**要介護高齢者一人当たり10万円 **問**市役所駅南庁舎高齢社会課 ☎(0857) 20-3453

寝具丸洗い乾燥サービス 3月実施分

対▽65歳以上で在宅の寝たきりの人 **料**▽掛け布団11200円▽敷き布団11200円▽羽根布団11300円▽毛布1100円※枚数に制限あり **募**2月15日(金)まで / 氏名・住所・生年月日・連絡先・丸洗いのするものと数量を電話で **問**市役所駅南庁舎高齢社会課 ☎(0857) 20-3453 / 各総合支所福祉保健課 (18ページ参照)



お知らせ

ねずみ一斉駆除月間

2月は全市一斉ねずみ駆除月間です。希望者に衛生駆除薬剤(殺

そ剤)を無料で配布します(1世帯3袋まで)。

容▽受取窓口：市役所本庁舎1階生活環境課、駅南庁舎総合窓口、各総合支所民生生活課▽受取期間：2月1日(金)~29日(金) **問**市役所本庁舎生活環境課 ☎(0857) 20-3216 / 各総合支所民生生活課

農業委員選挙人名簿の縦覧

2月23日から3月8日までの間、平成20年1月1日現在で調製した農業委員会委員選挙人名簿を縦覧に供します。この名簿に登録されていないと農業委員会委員選挙の投票ができません。

登録漏れや誤りがあれば、この期間中に異議の申出ができます。
問選挙管理委員会事務局 ☎(0857) 20-33386

鳥取市景観計画(案)の 出前説明会

景観法に基づき、建築物の色彩制限や敷地の緑化率などの基準を定める「鳥取市景観計画」を策定中です。本年度中に計画策定を終え、平成20年4月1日から施行する予定です。この計画(案)について出前説明会を開催しますので、どうぞお気軽にお申し込みください

い。
対市内の団体(自治会など)おおよね10人以上 **受**希望の日時・場所を決めてお申し込みください。 **問**市役所本庁舎都市計画課 ☎(0857) 20-3271

茶屋二区公民館完成

湖山地区の茶屋二区町内会に公民館が建設されました。この施設は宝くじの普及広報事業として、平成19年度コミュニティセンター助成事業により整備されたものです。

問市役所本庁舎協働推進課 ☎(0857) 20-3182



償却資産の申告がまだの人は 至急申告書の提出を

1月1日現在、事業用償却資産を所有している法人および個人で、申告書の提出がまだの人は、至急、申告書を提出してください。
※法定申告期限は1月31日です。
申告が必要な償却資産とは、土地・家屋以外のもので、事業に使うことができる有形固定資産のうち



申告書は自分で計算して作成しましょう

申告の期間中は窓口が大変混雑するため、次のことをご協力をお願いします。

- 事業所得（営業・農業など）、不動産所得がある人は、収入と経費をまとめ、合計額を計算しておきましょう。
- 医療費控除を受ける人は、19年中に支払った医療費の領収書をまとめ、合計額を計算しておきましょう。
- 申告書は、自分で計算して記入しておきましょう。

※申告についての詳細は、市報1月号をご覧ください。
※駅南庁舎（地下第5会議室）では、申告相談を2月24日・3月2日の日曜日も平日どおり受け付けます（鳥取税務署でも実施します）。

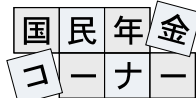
なお、各総合支所の申告日程は各総合支所市民生活課へお問い合わせいただくか、支所だよりをご覧ください。
問い合わせ先 市役所駅南庁舎市民税課 ☎(0857)20-3417

所得税の確定申告は便利になった e-Tax で！

- 国税庁のホームページから直接電子申告できます。
- e-Tax 利用で、最高5000円の所得税の税額控除を受けられます（平成19年分または20年分のいずれか1回）。
- 医療費の領収書などは、記載内容を入力して送信できるようになりました（確定申告期限から3年間、添付書類の提出または提示を求められることがあります）。
- e-Tax で申告された還付申告は早く処理できます。

問い合わせ先 鳥取税務署 ☎(0857)22-2141

ねんきん特別便 年金記録のお知らせ



社会保険庁から『ねんきん特別便』が発送されています。『ねんきん特別便』が届いたら、加入記録を十分ご確認し、回答していただくようお願いします。ご質問・お問い合わせは『ねんきん特別便専用ダイヤル』0570-058-555へ！（受付時間）

- ◇月～金曜日：9:00～20:00
- ◇第2土曜日および3月9日（日）：9:00～17:00
- ※一般の年金相談は「ねんきんダイヤル」0570-05-1165へ
- ※共済制度については下記にお問い合わせください。

- ・私学共済：日本私立学校振興・共済事業団
 - ・公務員共済：最後に加入していた（現在所属の）共済組合
- ◎住所変更の届出がお済みでない人は、「ねんきん特別便」をお届けできません。以下の手順先で手続きをお願いします。
- ・第1号被保険者：お住まいの市区町村役場の年金窓口
 - ・厚生年金加入者、第3号被保険者：お勤め先の担当者
 - ・年金受給者：お近くの社会保険事務所

問い合わせ先 鳥取社会保険事務所 ☎(0857)27-8311

市役所に「鳥取砂丘室」を設置しました

鳥取砂丘の環境保全や自然公園の管理、鳥取砂丘で行う事業の企画や運営など、鳥取砂丘に関する施策を一括して行うため、市役所第2庁舎1階に「鳥取砂丘室」を設置しました。鳥取砂丘に関する問い合わせをお受けします。

これに伴い、農業委員会事務局を第2庁舎5階に移転しましたので、ご来庁の際はご注意ください。

問い合わせ先 市役所第2庁舎観光コンベンション推進課鳥取砂丘室 ☎(0857)20-3036

凡例

対=対象 容=内容 時=日時 募=募集期間・方法
 所=場所 員=定員 数=数量 料=料金 額=支給・助成額など
 受=受付 条=条件 持=持参するもの
 問=問い合わせ先

休日納税相談

市税が未納の人、納付方法の相談をしたい人は、ご利用ください。
時 2月24日・3月2日（日）9:00～16:00
所 市役所駅南庁舎地下第1会議室
問 市役所駅南庁舎収税課 ☎(0857)20-34331

ち減価償却額として経費に算入されるもの（自動車税、軽自動車税の対象となるものは除く）です。なお、事業用償却資産をお持ちで、申告書が届いていない場合などはご連絡ください。
問 市役所駅南庁舎固定資産税課 ☎(0857)20-34211

国保の加入・喪失の届け出はお早めに



【国保の加入】
 職場の医療保険（健康保険、船員保険など）に加入している人以外は、国民健康保険（以下国保）に加入しなければなりません。会社を退職した時など、職場の医療保険が切れた場合には、14日以内に国保への加入手続きを行いましょ。保険料は資格取得の時点までさかのぼって計算されます。加入の届け出が遅れると一度に負担がかかるので、早めに届け出を行いましょ。
 ◎必要なもの・・・健康保険が切れた証明書、印鑑

【国保の喪失】
 就職などにより健康保険などに加入した場合は、早めに国保の資格喪失の手続きをしてください。
 ◎必要なもの・・・国民健康保険証、職場の健康保険証、印鑑
問い合わせ先 ▷市役所駅南庁舎保険年金課 ☎(0857)20-3482 ▷各総合支所福祉保健課（18ページ参照）

下水道供用区域が広がりました

【新たに使用できる区域（いずれも一部）】
 ▷吉成二丁目 ▷桜谷 ▷的場 ▷宮長 ▷覚寺 ▷吉成 ▷浜坂六丁目 ▷秋里 ▷立川町四丁目 ▷南吉方三丁目 ▷雲山 ▷賀露町南五丁目 ▷賀露町北二丁目 ▷賀露町 ▷湖山町西一丁目 ▷湖山町西四丁目 ▷湖山町南二丁目 ▷湖山町北五丁目 ▷緑ヶ丘二丁目 ▷安長 ▷古海 ▷松原
【排水設備工事は鳥取市の指定工事店で】
 下水道が整備された場合は、すみやかに下水道に接続する排水設備工事を行いましょ（浄化槽などからの切替はおおむね1年以内、くみ取り便所の水洗化は3年以内に）。工事は、必ず鳥取市の指定する排水設備工事店に申し込んでください。無利子の工事資金融資制度もありますのでご利用ください。

ー ご注意ください! ー

市役所の職員を装ったり、市役所から依頼されたなどと偽り、下水排水管の点検、清掃、消毒などの業務を契約させ、高額な費用を請求するといった被害が発生しています。市役所では、皆さんの敷地内にある排水管について、このような業務をおこなったり、業者に依頼することはありません。ご注意ください。



問い合わせ先 環境下水道部下水道管理課 ☎(0857)20-3304